

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

知事指定薬物の指定

指定居宅サービスの事業の廃止

ふ化業者の登録

道路の区域変更

道路の供用開始

【公告】

種畜証明書の書換交付

開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

”

道路の位置の指定

医薬安全課

長寿社会課

畜産課

道路整備課

”

畜産課

建築指導課

”

”

目次

担当課(室)

岡山県告示第二十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニ・（ニ・五・ジメトキシ・四・メチルフェニル）エタンアミン（通称名ニC・D）及びその塩類
- 2 ニ・（ニ・ビス）（四・フルオロフェニル）メチル「スルフィニル」・N・メチルアセトアミド（通称名Modafinil）及びその塩類
- 3 一・メトキシ・三・三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル「一」（シクロヘキシルメチル）・一H・インダゾール・三・カルボキシラート（通称名MO・C H M I N A C A）及びその塩類

二 指定の理由

条例第一条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十八年一月二十三日から施行する。

岡山県告示第二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション あゆみ

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町福里二三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ピュア

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町福里二三番地一

三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇三〇三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成28年1月22日 岡山県公報 第11754号

岡山県告示第二十七号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
二七・一	平成二十八年一月十七日	株式会社福田種鶏場 岡山市南区福富西二丁目二三番四八号	株式会社福田種鶏場 岡山市南区福富西二丁目二三番四八号
二七・二	平成二十八年一月十七日	株式会社日本チャンキー 岡山市北区桑田町一番三〇号岡山県農業共済会館五階	株式会社日本チャンキー孵化場 和气郡和气町大中山二二四九 株式会社日本チャンキー栃木原種鶏場 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井二二二〇

平成28年1月22日 岡山県公報 第11754号

岡山県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野上矢掛線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	井原市野上町字安井四〇二二番地先から 井原市美星町星田字掛木六八二七番地先 まで	旧	新	三・〇 九・〇	二五六・〇
	井原市野上町字安井四〇二二番地先から 井原市美星町星田字掛木六八二七番地先 まで	新	旧	六・〇 一五・〇	二五六・〇
	井原市野上町字安井四〇二二番地先から 井原市美星町星田字掛木六八二七番地先 まで	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野上矢掛線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

平成28年1月22日 岡山県公報 第11754号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 牛窓邑久西大寺線
- 三 道路の区域

井原市野上町字大上四二九一番二地先から	井原市野上町字大上四二九一番二地先から
井原市野上町字柏木四二五九番一地先まで	井原市野上町字柏木四二五九番一地先まで
新	旧
一一・二丁	七〇
二三・〇	二三・〇
一七・〇	一七・〇

瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六七番一 地先から	瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六七番一 地先から
瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一 地先まで	瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一 地先まで
新	別
一一・〇	幅員
三一・九	(メートル)
一九七・三	延長
	(メートル)
	四・九
	二二・二
	一一三八・三

瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六七番一 地先から 瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一 地先まで	旧	三・六 二二・二	一三三 八・三
--	---	-------------	------------

平成28年1月22日 岡山県公報 第11754号

岡山県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道		野上矢掛線	井原市野上町字安井四〇二二番地先から 井原市美星町星田字掛木六八二七番地先まで	平成二十八年一月二十二日
牛窓邑久西大寺線		瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六七番一地先から 瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一地先まで	瀬戸内市邑久町豊原字大平一九六七番一地先から 瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一地先まで	
		瀬戸内市邑久町豊原字中尾一九七三番一地先を経て 瀬戸内市邑久町豊原字中尾一六三二番一地先まで		

〔二一〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11478451219	種畜の名前の変更	菊花美津	仁湯2668
11478451219	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11478451530	種畜の名前の変更	光福広	虎本2685
11478451530	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

〔二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市高屋字横田三三〇・一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市山陽四丁目一〇・二九

有限会社伊賀建設

代表取締役 伊賀 弘久

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇〇号

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三軒地一〇二一・二、一〇二一・一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二〇〇九・二サンビレッジ早島B一〇五号

川口浩太郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二六二号

平成28年1月22日 岡山県公報 第11754号

(二四) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
	岡 山 県 指 令 美 作 局 建 第 六 〇 〇 九 号 平 成 二 十 八 年 一 月 十 二 日	真 庭 市 惣 字 樋 ヶ 鼻 二 六 〇 番 一	六 ・ 〇 〇	四 一 ・ 七 一